

かのや未来デザイン会議開催要綱

(趣旨)

第1条 人口減少に伴う課題を解決するための計画の策定に向けて、産業、雇用、教育、保育福祉等の各分野における様々な意見等を聴取し、計画の記載事項等を協議、検討するため、鹿屋市人口減少対策本部設置要綱（令和4年鹿屋市告示第109号）第3条第3項の規定に基づき、かのや未来デザイン会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

- (1) 人口減少対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 産業分野関係者
- (2) 雇用分野関係者
- (3) 教育分野関係者
- (4) 保育福祉分野関係者
- (5) 行政分野関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市長公室人口減少対策本部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。